

2016.7
夏

広島県 医療勤務環境改善支援センター

News Letter

「勤務環境改善マネジメントシステム」の導入支援

改正医療法(平成26年10月1日施行)に基づいて、国は勤務環境改善マネジメントシステムを創設しました。このシステムは医療機関がPDCAサイクルを活用して自主的かつ計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組むための仕組みです。また国は医療機関の取組を支援するガイドライン*を策定し、広島県は医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う拠点(医療勤務環境改善センター)を昨年10月に設置しました。

一連の活動は、今後医療スタッフの確保がますます厳しくなる状況の中、医療機関が質の高い医療サービスを継続的に提供するためには、勤務環境の改善が重要と考えているからです。

※勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き(厚労省研究班)

勤務改善に取り組む医療機関

院内で、院長・各部門責任者・
スタッフが集まり協議

現状の分析



課題の抽出



改善計画の策定



ガイドラインを参考に改善計画を策定



勤務環境改善マネジメントシステム

広島県 医療勤務環境 改善支援センター



医業経営
アドバイザー

医療労務管理
アドバイザー

マネジメントシステムの普及
(研修会等)・導入支援、環
境改善に関する相談対応、
情報提供等

(注)図はイメージです。状況に合わせて柔軟に対応していきます。

最近の動き

医科診療報酬に

「医療勤務環境改善支援センター」の文言、記載される

平成28年度診療報酬改定にて、一般病棟入院基本料等で、夜勤時間が月平均72時間以下であるという要件以外の施設基準を満たし、図のような届出をしている場合には、入院基本料の70/100に相当する点数(夜勤時間特別入院基本料)を当分の間算定できるようになりました。(詳細については、必ず最新の医療報酬点数表で確認して下さい。)

夜勤時間特別入院基本料を算定する場合には、医療勤務環境改善支援センターに相談し、相談状況に関する書類及び看護職員の採用活動状況等に関する書類を添付すること。

図. 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類 [届出上の注意より]より抜粋



「医療勤務環境改善支援センター事務担当者会議」の開始

平成28年4月、医療機関への支援をより効果的、効率的にしているため、広島県医療勤務環境改善支援センターと関連する団体の担当者との定期的な情報交換を開始しました。

お知らせ

平成28年9月27日広島県医師会館にて、「平成28年度看護職員等の働き続けられる職場づくり支援のための研修会」(広島県看護協会ナースセンター事業部との共催)の開催を予定しています。

講師には、厚生労働省医政局医療経営支援課医療勤務環境改善推進室 黒田 修室長らをお招きし、医療勤務環境改善の取組や最近の動向等についてご講演頂く予定です。



Click

いきいき働く医療機関サポートWeb

関連法令や都道府県での事業、各医療機関での具体的な取組み事例など、勤務環境の改善について様々な情報が紹介されています。

いきサポ

検索

<http://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>



図:いきいき働く医療機関サポートWeb (通称「いきサポ」)

お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター
広島県健康福祉局医務課内 担当:勝田、永島、大江

TEL:082-513-3056

受付時間:(平日)10時~12時、13時~16時
(土日祝日、年末年始を除く)